

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案について（概要）

1. 改正の趣旨

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、改正法による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「新法」という。）第50条第1項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号。以下「政令」という。）において、政令で定める数を規定するもの。

2. 改正の概要

- 障害者雇用納付金財政の安定的な運営及び事業主に対する助成金の充実を図るため、新法第50条第1項において、障害者雇用調整金（以下単に「調整金」という。）について、対象障害者である労働者数から労働者数に基準雇用率を乗じて得た数を減じた数が政令で定める数を超える場合には、当該政令で定める数を超える数分の支給に当たっては、単位調整額に満たない範囲内において厚生労働省令で定める額を乗じた額に相当する金額を支給することとしたところ。
- 今般、労働政策審議会障害者雇用分科会における議論を踏まえ、本政令案において、当該政令で定める数を120と定める。

3. 根拠条項

新法第50条第1項

4. 施行期日等

公布日：令和5年4月（予定）

施行期日：改正法の施行の日（令和6年4月1日）